
プロジェクト 共通支配下の企業結合

項目 第 458 回企業会計基準委員会で聞かれた意見

本資料の目的

1. 本資料は、第 458 回企業会計基準委員会（2021 年 5 月 31 日開催）において聞かれた主な意見をまとめたものである。

聞かれた意見（第 458 回企業会計基準委員会）

（コメント・レターの文案（総論部分）に関する意見）

2. 共通支配下の企業結合において、測定方法の選択に関して会計処理を使い分ける本 DP¹の提案には反対であるとする ASBJ 事務局の提案には同意する。しかし、その場合の測定方法は、簿価法ではなく、一律に取得法を適用すべきであると考えられる。
3. 共通支配下の企業結合は、移転先企業の非支配株主にしてみれば、企業結合であることには変わりがない。このため、移転先企業が上場企業であるか非上場企業であるかにかかわらず、企業結合の時点における移転対象企業の評価を行ううえで、取得法による情報が移転先企業の非支配株主にとって有用であると考えられる。
4. 財務諸表利用者の情報ニーズに関しては、たとえ企業結合時点に限定した情報であっても、取得法によった場合の追加的な情報を注記で開示することは有用であると考えられ、コストとの比較を以って開示を要しないとすべきではないものと考えられる。

以 上

¹ 本資料において「本 DP」とは、IASB が 2020 年 11 月に公表したディスカッション・ペーパー「共通支配下の企業結合」を指す。